

平成26年第9回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年9月24日

開会

- 日程第1 平成26年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第37号 瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第38号 瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 そ の 他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成 年 月 日 () 午後 時から

閉会

議案第 37 号

瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成 26 年 9 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進
法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）の中で母子及び寡婦福
祉法が一部改正され平成 26 年 10 月 1 日から施行につき、市教育委員会規則
の改正を行うもの。

瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「生活保護法」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同表備考3中「母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7」に、「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

瑞穂市保育の実施に関する条例施行規則新旧対照表

| 改正案 | | | | | 現行 | | | | |
|------------------------|---|-----------------|---------|--------|------------------------|---|-----------------|---------|--------|
| 別表(第 6 条関係) 保育料徴収額表 | | | | | 別表(第 6 条関係) 保育料徴収額表 | | | | |
| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | | 保育料(月額) | | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | | | 保育料(月額) | |
| 階層区分 | 定義 | | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 | 階層区分 | 定義 | | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 |
| | | | 円 | 円 | | | | 円 | 円 |
| A | 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯 | | 0 | 0 | A | 生活保護法 による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯 | | 0 | 0 |
| B | A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯(母子等) | 0 | 0 | B | A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯(母子等) | 0 | 0 |
| | | 市町村民税非課税世帯 | 3,600 | 2,400 | | | 市町村民税非課税世帯 | 3,600 | 2,400 |
| C | A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税課税世帯(母子等) | 7,800 | 6,400 | C | A 階層及び D 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税課税世帯(母子等) | 7,800 | 6,400 |
| | | 市町村民税課税世帯 | 9,800 | 7,400 | | | 市町村民税課税世帯 | 9,800 | 7,400 |

| | | | | |
|----|--|----------------------------|--------|--------|
| D1 | A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 40,000 円未満 | 15,000 | 13,000 |
| D2 | | 40,000 円以上 103,000 円未満 | 26,700 | 18,000 |
| D3 | | 103,000 円以上 413,000 円未満 | 39,600 | 20,000 |
| D4 | | 413,000 円以上 734,000 円未満 | 44,000 | 23,000 |
| D5 | | 734,000 円以上 | 52,000 | 27,000 |

備考

1 及び 2 (略)

3 この表の B 階層及び C 階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) (略)

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法 _____ に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 (略)

| | | | | |
|----|--|----------------------------|--------|--------|
| D1 | A 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 40,000 円未満 | 15,000 | 13,000 |
| D2 | | 40,000 円以上 103,000 円未満 | 26,700 | 18,000 |
| D3 | | 103,000 円以上 413,000 円未満 | 39,600 | 20,000 |
| D4 | | 413,000 円以上 734,000 円未満 | 44,000 | 23,000 |
| D5 | | 734,000 円以上 | 52,000 | 27,000 |

備考

1 及び 2 (略)

3 この表の B 階層及び C 階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子家庭等」…母子及び _____ 寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 17 条 _____ に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) (略)

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 (略)

議案第 38 号

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり
提出する。

平成 26 年 9 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進
法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）の中で母子及び寡婦福
祉法が一部改正され平成 26 年 10 月 1 日から施行につき、市教育委員会告示
の改正を行うもの。

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「子育て支援短期事業支弁基準額表」を「子育て短期支援事業支弁基準額表」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

瑞穂市子育て短期支援事業実施要綱新旧対照表

| 改正案 | | | | | | | 現行 | | | | | | |
|---------------------|--|--------------|-----------------|--------|-------|---------|---|--------------|-----------------|--------|-------|-------|---|
| 別表(第 12 条関係) | | | | | | | 別表(第 12 条関係) | | | | | | |
| 子育て短期支援____事業支弁基準額表 | | | | | | | 子育て____支援短期事業支弁基準額表 | | | | | | |
| 事業 | 区分 | | 利用料(1 人 1 日当たり) | | | 事業 | 区分 | | 利用料(1 人 1 日当たり) | | | | |
| | | | 経費 | 公費負担分 | 自己負担分 | | | | 経費 | 公費負担分 | 自己負担分 | | |
| ショートステイ | 生活保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市町村住民税非課税世帯に該当する場合を含む。) | | 円 | 円 | 円 | ショートステイ | 生活保護世帯(母子及び____寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯で市町村住民税非課税世帯に該当する場合を含む。) | | 円 | 円 | 円 | | |
| | | 2 歳未満児・慢性疾患児 | 10,700 | 10,700 | 0 | | | 2 歳未満児・慢性疾患児 | 10,700 | 10,700 | 0 | | |
| | | 2 歳以上児 | 5,500 | 5,500 | 0 | | | 2 歳以上児 | 5,500 | 5,500 | 0 | | |
| | | 緊急一時保護の母親 | 1,500 | 1,500 | 0 | | | 緊急一時保護の母親 | 1,500 | 1,500 | 0 | | |
| トワ | 生活保護世帯 | 夜 | 基本分 | 1,500 | 1,500 | 0 | トワ | 生活保護世帯 | 夜 | 基本分 | 1,500 | 1,500 | 0 |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----------------------|-----|-------|-------|---|
| イラスト イ | (母子及び父 子並びに寡婦 福祉法に規定 する配偶者の ない女子で現 に児童を扶養 しているもの の世帯及びこ れに準ずる父 子家庭の世帯 で市町村民税 非課税世帯に 該当する場合 を含む。) | 間 養 護 事 業 | 宿泊分 | 1,500 | 1,500 | 0 |
| | | 休日預か り事業 | | 2,700 | 2,700 | 0 |
| ~~~~~ | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|--|-----------------------|-----|-------|-------|---|
| イラスト イ | (母子及び__ 寡婦 福祉法に規定 する配偶者の ない女子で現 に児童を扶養 しているもの の世帯及びこ れに準ずる父 子家庭の世帯 で市町村民税 非課税世帯に 該当する場合 を含む。) | 間 養 護 事 業 | 宿泊分 | 1,500 | 1,500 | 0 |
| | | 休日預か り事業 | | 2,700 | 2,700 | 0 |
| ~~~~~ | | | | | | |

平成25年度教育事務点検・評価報告書作成スケジュール（案）

- 9月29日 → 事務局各担当課により評価シート作成(期限：10月10日まで)
- 10月14日 → 事務局にて評価シートを基に教育委員説明用評価報告書作成(期間：10月17日まで)
- 10月21日 → 教育委員会定例会(10月)にて評価報告書説明
- 10月28日 → 学識経験者への説明会を開催(予定：評価シートによる事業説明)
→ 小中学校長へ評価シート配布
- 10月29日 → 学識経験者及び小中学校長による意見・助言作成(期限：11月6日まで ※ 11月7日に事務局により回収)
- 11月10日 → 事務局による意見・助言集約(期間：11月14日まで)
- 11月24日 → 教育委員会定例会(11月)にて最終評価報告書を報告
- 12月下旬 → 議会議長へ報告書提出及び議会(12月)全員協議会にて概要説明しホームページにて公表

10月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|-------------------|-------------------|-----------------------|-----|------------------|-----|
| 9/28 | 9/29 評価シート作成開始 | 9/30 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
| 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 評価シート作成期限 | 11日 |
| 12日 | 13日 体育の日 | 14日 | 15日 教育委員説明用評価報告書作成 | 16日 | 17日 | 18日 |
| 19日 | 20日 | 21日 教育委員会定例会説明 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日 |
| 26日 | 27日 | 28日 学識経験者説明会 | 29日 意見・助言作成開始 | 30日 | 31日 | |

11月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----|
| | | | | | | 1日 |
| 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 意見・助言作成期限 | 7日 学識経験者より回収 | 8日 |
| 9日 | 10日 | 11日 | 12日 学識経験者意見・助言集約 | 13日 | 14日 | 15日 |
| 16日 | 17日 学識経験者へ集約結果送付 | 18日 | 19日 | 20日 確認・修正 | 21日 | 22日 |
| 23日 | 24日 | 25日 教育委員会定例会最終報告 | 26日 | 27日 | 28日 | 29日 |
| 30日 | | | | | | |

12月

議会議長へ報告書提出及び議会(12月)全員協議会にて概要説明しホームページにて公表

学識経験者（予定）

- ①朝日大学教職課程センター 教授 下野正代
- ②岐阜大学教職大学院 特任教授 後藤信義
- ③特定非営利活動法人 キッズAPI 梶浦良子

瑞穂市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成26年8月

瑞穂市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小中学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「瑞穂市通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、関係機関が連携して、本プログラムに基づき、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施し、児童生徒が安心して通学できる歩行空間の確保を目指す。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「瑞穂市通学路安全推進会議」を設置する。

通学路安全推進会議では、「小中学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者・教育委員会の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、教育委員会、警察、道路管理者の三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施する。

(1) 構成機関

- ・岐阜国道事務所
- ・岐阜土木事務所
- ・北方警察署
- ・瑞穂市立各小中学校代表者
- ・瑞穂市立各小中学校PTA代表者
- ・瑞穂市（都市管理課・都市開発課・総務課・学校教育課・教育総務課）

※各小中学校、PTA等の調整は瑞穂市教育委員会学校教育課が窓口とする。

(2) 通学路安全推進会議は構成機関の課長及び実務担当で構成し、議長は瑞穂市学校教育課長が務める。

(3) 議長は必要に応じ、通学路安全推進会議を招集する。

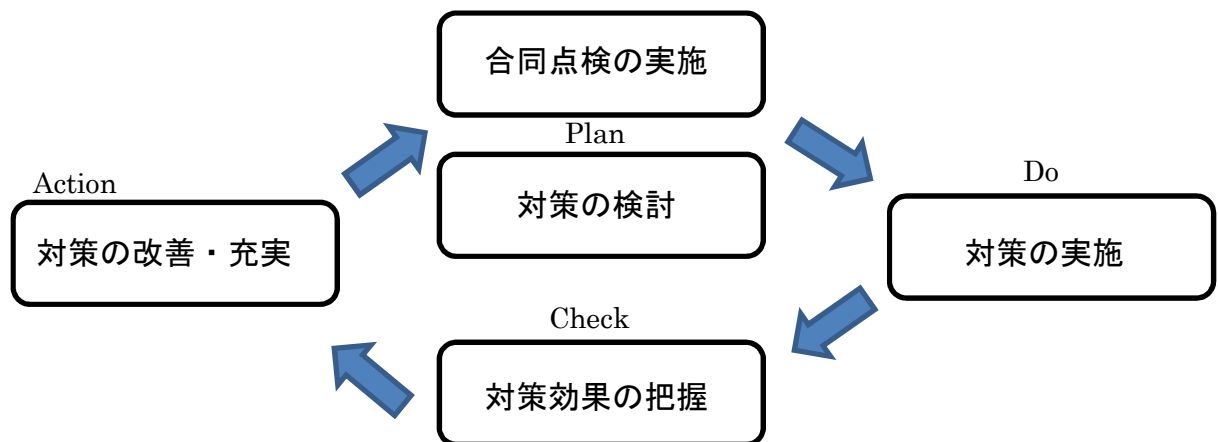
(4) 通学路安全推進会議事務局は瑞穂市教育委員会学校教育課に置く。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全推進会議を継続的に行うとともに、会議実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。これらの取組をPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善のサイクル）として繰り返

し実施し、通学路の安全性の向上を図っていく。



(2) 定期的な合同点検

○危険個所の把握

- ・危険個所調査を実施する。

※各小中学校へ依頼する。ただし、通学路の変更等は、その都度調査を実施する。

○合同点検の実施

- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、事前に各課において、課題整理を行い、合同点検を実施する。

○合同点検実施の事務の流れ

①各小中学校による通学路点検

(9月初旬)

- 各小中学校は、PTA等と協力して通学路の点検を行う。
- 各小中学校は点検結果を事務局に報告する。(報告結果は、現場箇所・写真・内容を記入する。)
- 事務局は報告結果を一覧表に取りまとめ、通学路安全推進会議構成機関へ送付する。

②第1回通学路安全推進会議の開催

《要望箇所の確認》

(9月中旬)

- 一覧表をもとに事業主体を確認するとともに、対策案、対策実施の時期及び優先順位などについて協議し、情報共有を図る。

③各機関で対策実施

- 要望箇所は、対応可能な範囲で実施する。
- 各小中学校への説明会資料(実施状況、実施できない理由など)を整

理し、事務局へ報告する。

- 事務局は説明会資料を取りまとめる。

④各小中学校への説明

(10月初旬)

- 要望に対する回答を各小中学校に説明する。
 - ・要望に対する見解
 - ・対策内容
 - ・実施状況など

⑤ 第2回通学路安全推進会議

《進捗状況の確認》

(2月上旬頃)

- 対策の実施状況を各課で取りまとめ事務局へ報告し、情報共有を図る。
 - ・実施箇所
 - ・未実施箇所及び理由など

⑥ 各小中学校への実施報告

(2月下旬頃)

- 事務局は、各課の状況を取りまとめ、各小中学校へ報告書として送付する。
 - 各小中学校は、PTA等へ状況を報告する。
 - 報告書の送付を原則とするが、必要に応じて説明会を開催する。
- ※合同点検の対象とする通学路は、児童が集団登校で使用する道路及び小中学校が指定する通学路を原則とする。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、カラー舗装・注意喚起看板・横断歩道及び信号機設置等のハード対策や交通安全教育等のソフト対策を対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を学校、保護者等の意見を聴取して確認する。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改

善・充実を図る。

4、箇所図、箇所一覧の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、また、広く市民に周知するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等を活用して公表する。